

第 2 次佐倉市地域福祉計画

平成 23 年度 ~ 平成 27 年度

(素案)

平成 23 年 3 月

佐 倉 市

目 次

第1章 地域福祉計画について

1. 計画策定にあたって 1
2. 計画の位置づけ 3
3. 計画の期間 4
4. 策定の方法と策定体制 4
5. 1次計画から2次計画へ 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 佐倉市の特性 9
2. 人口動態 11
3. 高齢者の状況 13
4. 障害者の状況 15
5. 子ども・子育て家庭の状況 16
6. 生活困窮者の状況 17
7. 財政状況 18
8. 社会資源（施設・事業所）の状況 19
9. 地域福祉の担い手の状況 22
10. 計画策定における福祉課題 23

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

1. 地域福祉計画で目指す将来像 27
2. 将来像を実現するための基本目標 28
3. 地域福祉推進圏域 30
4. 施策体系図 34

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

1. (基本目標1) 安全・安心なまちづくり 35
 - 1 - 1 健康増進と保健医療の充実 35
 - 1 - 2 安心して暮らしやすいまちづくり 38
 - 1 - 3 地域における生活支援体制の充実 43

2. (基本目標2) 交流と支え合いの地域づくり	48
2-1 地域福祉ネットワークづくり	48
2-2 地域での交流と生きがいづくり	51
2-3 福祉意識を高める	53
3. (基本目標3) 協働のしくみづくり	55
3-1 保健福祉相談体制の整備	55
3-2 地域福祉推進活動の担い手の育成	60
3-3 地域福祉推進の体制づくり	63
3-4 地域福祉推進の資源・財源の確保	67
4. (基本目標4) 分かりやすい情報のしくみづくり	69
4-1 分かりやすい情報と利用しやすい窓口の充実	69
4-2 安全を守る情報のしくみづくり	72
4-3 権利擁護(成年後見制度)の利用促進	74

第5章 計画の進行管理

1. 進行管理と評価の体制	77
2. 進行管理と評価の方法	78

(資料編)

1. 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱	79
2. 佐倉市地域福祉計画庁内検討会設置要綱	81
3. 佐倉市地域福祉計画推進委員会名簿	83
4. 佐倉市地域福祉計画庁内検討会名簿	84
5. 佐倉市地域福祉計画策定経過	85
6. 住民座談会開催実績	88
7. 出前調査ヒアリング先リスト	89
8. アンケート調査 調査票	90
9. 推進活動報告書(中間評価)	102
10. タウンミーティング実施状況	117
用語解説	122

第1章 地域福祉計画について

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の背景

少子高齢化¹の進展、家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化、市民の価値観の多様化や地域の経済活動の低迷など福祉を取り巻く社会情勢は変化しています。

また、引きこもりや自殺、児童虐待²、配偶者等からの暴力、子育て家庭の孤立化などの新たな社会的問題も発生しています。このため、地域での助け合いや支え合いの大切さがますます認識されてきています。その一方で、ボランティア団体やNPO³などの社会福祉分野での活動が拡大するなど、市民の福祉意識も大きく変化しつつあります。

このような社会情勢の中で、利用者の立場に立った社会福祉制度の充実、サービスの質の向上を図るとともに、地域福祉の推進が求められています。

本市では、平成20年3月に「第1次佐倉市地域福祉計画」を策定し、地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、その人らしく、安心して暮らせる地域社会を創るための取り組みを推進してきました。しかし、近年の社会情勢の変化に伴う福祉に関する市民ニーズの多様化や複雑化、社会福祉制度の改正などに対応するため、これらに応じた計画の見直しを行うものです。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いのしくみを作っていくことです。地域福祉計画は、誰もが抱く「住み慣れた家や地域で、自分らしく幸せに暮らしたい。」という思いを実現するために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助⁴、公的な制度の連携によって解決していこうとする取り組みなどを示すものです。

平成12年に「社会福祉法」が改正され、「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この中では、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、福祉関係事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。このように地域福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みが大きく変わってきています。

¹ 生まれ来る子どもの割合が減少し、高齢者の割合が増えること。

² 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)による児童(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為。

³ 社会貢献活動を行う民間の非営利団体で、市民活動団体とも呼ばれる。法人ではないボランティア団体も該当する。

⁴ 地域社会などで、その住民に社会生活上の何らかの問題を抱える者が生じた場合、自発的な協力・協同により援助を行うこと。

第1章 地域福祉計画について

この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法に、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ(第107条)、平成15年4月に施行されました。

【参考】

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

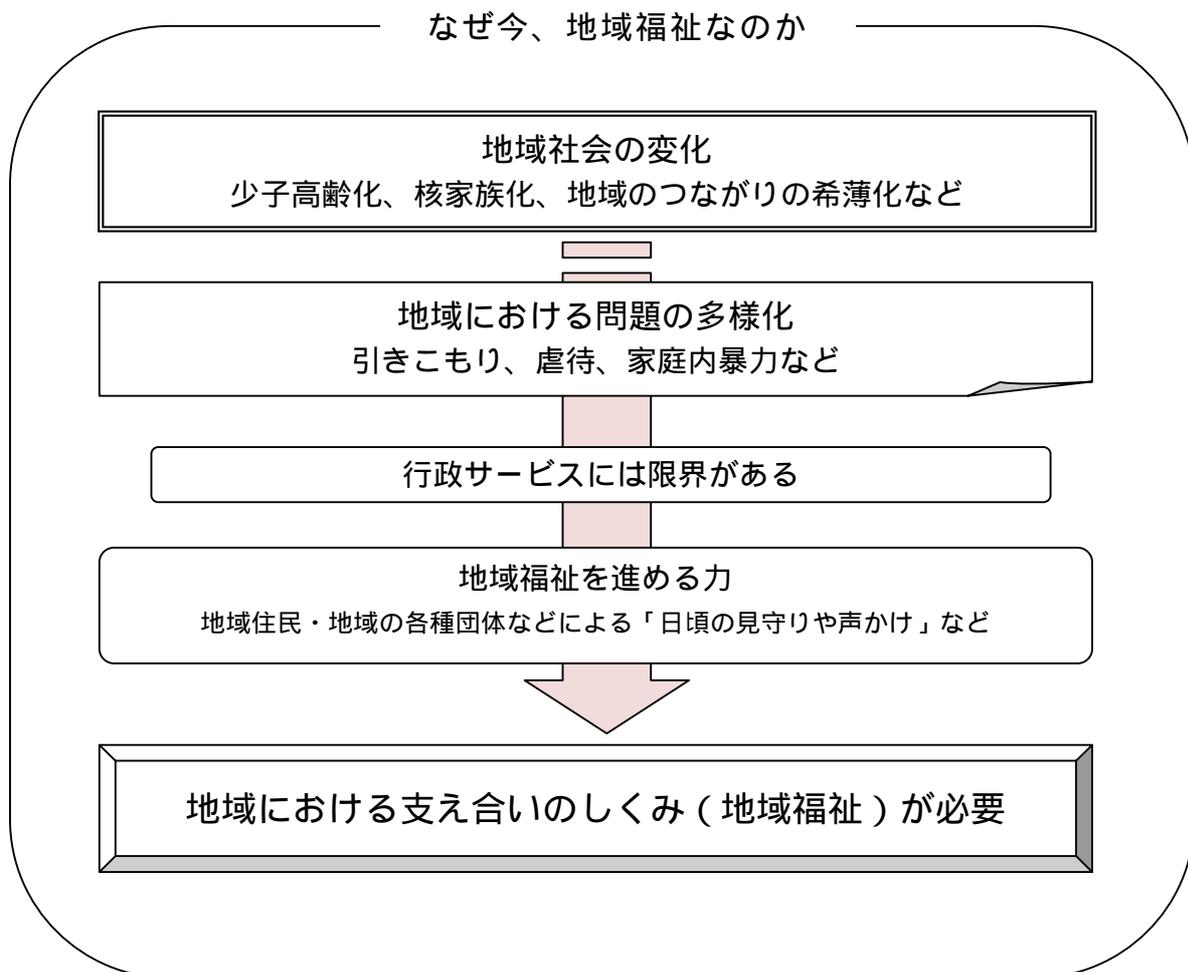


図1-1 地域福祉イメージ図

2. 計画の位置づけ

本計画は、第4次佐倉市総合計画・前期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

佐倉市は、これまで健康福祉分野の行政計画として、佐倉市高齢者福祉・介護計画、佐倉市障害者計画、佐倉市次世代育成支援行動計画、佐倉市健康増進計画及び佐倉市福祉のまちづくり計画を策定して、個々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、これら佐倉市の健康福祉分野の計画を横断的な視点から推進していくための計画です。

また、本計画は、住民の多様な生活課題について、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の理念のもとに市と住民、関係機関、事業者等が相互に連携しその解決に向けた協働⁵の方向性を示す計画であり、教育や防災、男女平等参画⁶などさまざまな生活関連分野にわたる計画や施策を一部内包しています。

さらに、本計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係にあります。

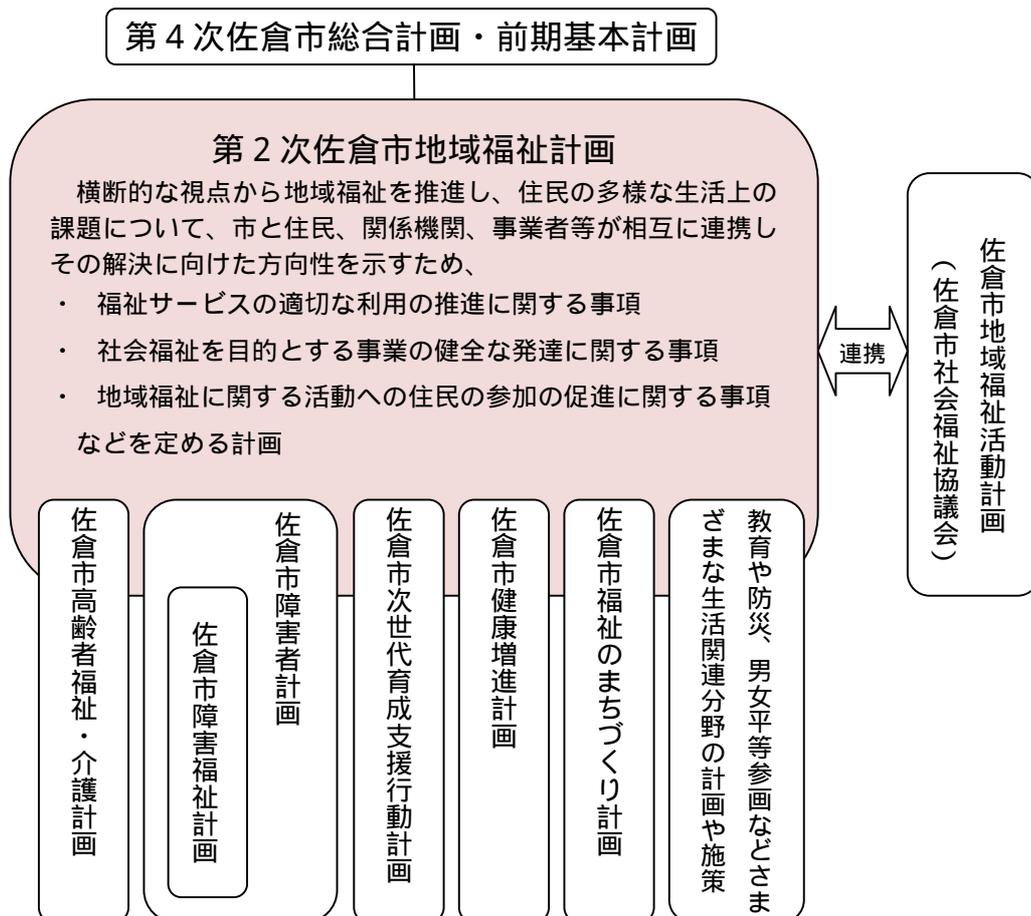


図 1-2 佐倉市地域福祉計画関係図

⁵ 市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

⁶ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。

第1章 地域福祉計画について

3. 計画の期間

本計画の期間は、第4次佐倉市総合計画・前期基本計画の計画期間の終期と整合させ、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
佐倉市総合計画	第3次計画（後期基本計画）			第4次計画（前期基本計画）				
佐倉市地域福祉計画	第1次計画			本計画（第2次計画）				
佐倉市高齢者福祉・介護計画	第4期計画			第5期計画				
佐倉市障害者計画	第3次改訂版			第4次改訂版				
佐倉市 次世代育成支援行動計画	前期計画			後期計画				
佐倉市健康増進計画								
佐倉市福祉のまちづくり計画								

図1-3 計画期間

4. 策定の方法と策定体制

計画の策定にあたっては、次の3つの組織を設置し、市民と市が協働して市民自らが策定作業を行いました。

佐倉市地域福祉計画推進委員会

佐倉市地域福祉計画推進委員会は、分野別に「安心安全部会」「協働部会」「支え合い部会」「情報部会」の4つの専門部会を設置しました。現計画の進捗評価並びに次期計画策定のための生活課題の収集、分析、素案原案の作成などを行い市への提言をいただきました。福祉施設関係者、民生委員・児童委員、ボランティア、公募市民など10名で構成しました。

佐倉市地域福祉計画庁内検討会

佐倉市地域福祉計画庁内検討会は、庁内関係各課の意見を調整し、推進委員会からの提言審査などの検討を行いました。福祉部長、健康こども部長及び関係14課（室）の課長等で構成しました。

地域福祉推進会議

地域福祉推進会議は、佐倉市地域福祉計画および社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に共通する課題や取り組みについて検討する合同の会議体で、両計画の推進委員等10名で構成しました。

計画の位置づけで述べたとおり、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携・補完し合う関係にあり、両計画の策定組織が連携して計画策定作業を行いました。具体的には、両計画の計画策定過程において、相互に課題を共有し、取組みの方向性の一致を図り、合同により生活課題の収集・整理やタウンミーティング⁷を開催しました。また、収集された生活課題のうち、「行政と民間が協働で取り組んで解決した方がよい課題（以下、協働課題）」については、両計画の策定委員が合同で「協働部会」を設置しました。そして、その取組みについて協議し、両計画に反映しました。

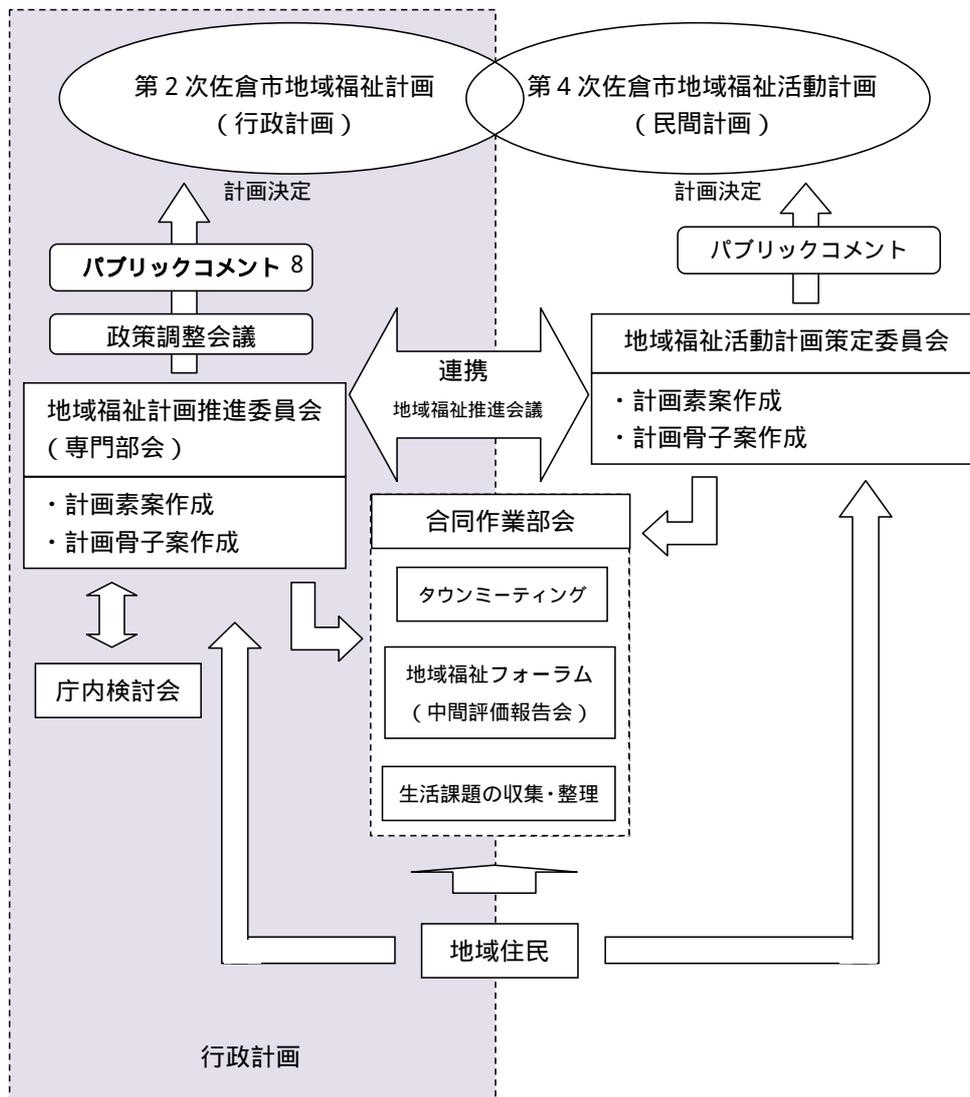


図1-4 計画の策定体制

⁷ 明確な定義はないが、市民と直接対話することによって、市政に対する市民の意見・提案を聴取することを目的として、地域の課題などをテーマに地域ごとに開催される会議を指すことが多い。

⁸ 行政機関が計画の立案等を行おうとする際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。

5. 第1次計画から第2次計画へ

地域福祉計画推進委員会では、第1次計画について平成20年度、平成21年度の進行管理及び評価を行い、平成22年4月に「推進活動報告」として取りまとめました。(資料編「推進活動報告(中間評価)」参照)

委員会では、分野別に「安心安全部会」、「協働部会」、「支え合い部会」、「情報部会」の4つの専門部会を設け、推進評価などを行いました。その結果、主な成果として8項目、プロセス評価として3項目を挙げています。また、これからの地域福祉の推進について市として取り組むべきことを7項目にまとめました。

これらの結果を「地域福祉推進フォーラム(中間評価報告会)」で市民に公表し、意見をいただきました。第1次計画の期間が平成22年度をもって終了することから、これらの意見を踏まえ第2次計画の策定にあたりました。

地域福祉計画の主な成果

地域包括支援センター⁹が市内5か所に設置されました。

- ・市内5つの日常生活圏域に1か所ずつ設置され、24時間、365日の相談・支援に対応し、地域の高齢者及び家族の生活支援が可能になりました。

市ハザードマップ¹⁰作成と自主防災組織¹¹の組織率がアップしました。

- ・**災害時要援護者¹²施設を記載した洪水ハザードマップを作成しました。**

「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」「災害時要援護者支援の手引き¹³」を作成しました。

- ・災害時要援護者支援の手引きを作成し、公表するとともに自治会・町内会等、民生委員・児童委員に配布し、啓発を図りました。
- ・避難支援対策について、基本的な考え方を示した全体計画を策定しました。

地域福祉推進会議を設置しました。

- ・「佐倉市地域福祉計画」と「佐倉市地域福祉活動計画」に共通する課題や、取り組みの検討などを行う地域福祉推進会議を設置しました。

「佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附条例」を制定しました。

- ・各種事業を実施する財源を確保するための法令を整備しました。用途を「保健福祉の増進に関する事業」に指定することもできます。

障害者の就労支援を行いました。(障害者就業・生活支援センター¹⁴の誘致)

- ・障害のある方々が職業を持ち自立するための支援を行う事業として、障害者就業・

⁹ 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っている。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員・児童委員、自治会・町内会等、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。

¹⁰ 災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図。

¹¹ 大地震や大雨などの災害が広域的に発生したときに、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うこと(共助)が必要となり、それらの活動を行うために自治会、町内会等の単一または、これらの連合の組織で構成された団体。

¹² 災害時に、必要な情報を迅速かつ確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

¹³ 地域における災害時要援護者支援は、地域の特性に応じた様々な方法があり、市内で先進的な取組を行っている地域の紹介をするとともに、災害時要援護者支援の方法について紹介を行っているもの。

¹⁴ 障害者のための、就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する機関。

- 生活支援センターを佐倉市に誘致しました。
- 保育園（1か所）・学童保育所（7か所）を増設しました。
- 弥富地区に特別養護老人ホーム（100床）・診療所を開設しました。
- 診療所併設の定員100名の特別養護老人ホームを開所しました。

地域福祉計画プロセス評価¹⁵

- 住民参加による地域福祉計画推進委員会を設置しました。
- 市民の目線で、計画の進捗及び評価、第2次計画策定に係る提言を行います。
- 庁内検討会と推進委員会の連携、事務事業評価を実施しました。
- 推進委員会開催時には、常に庁内検討会委員の出席を求め、随時庁内検討会委員の意見などを参考に会議を進めるとともに、双方の理解を図りました。
- 社会福祉協議会との連携を図りました。
- 地域福祉推進会議の設置・運営は、合同の事務局体制により進め、福祉課題の収集や「公的」「民間」「協働」の課題切り分けなどを、協働で行い、第2次計画策定に向け連携を図りました。

これからの地域福祉の推進について・市として取り組むべきこと

- 交通・施設バリアフリー¹⁶を推進します。
- （仮称）地域福祉コーディネーター¹⁷の設置を検討します。
- （仮称）地域福祉コーディネーター育成のための養成講座等研修の実施を検討します。
- 総合相談体制（ワンストップサービス）¹⁸を検討します。
- 保健、福祉、介護、医療などの総合相談体制の充実を図り、ワンストップのサービスを目指します。
- 地域福祉推進会議の継続・拡大をします。
- 地域福祉活動拠点の整備を検討します。
- 地域福祉活動推進における活動拠点の確保を検討します。ファシリティマネジメント¹⁹による公共施設の管理方法の見直しを図っていきます。
- 地域福祉圏域²⁰を検討します。
- 市民にとって参加しやすいエリア設定の議論が必要です。
- 災害時要援護者支援対策を推進します。
- 防災行政無線放送網の有効地域調査とメール送信を検討します。災害時要援護者の把握と情報管理を検討します。

¹⁵ 本来は人事評価の用語で、成果評価と分けて行われる評価。成果がでる過程において、どのような価値が顕在したかという視点でなされる。

¹⁶ 道路や建物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人などが社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。

¹⁷ 何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する調整役。

¹⁸ 保健、福祉、介護、医療などあらゆる分野について総合的に相談できる体制。

¹⁹ 企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。

²⁰ 福祉サービス等の提供や、地域住民等の福祉の担い手が行う取組みを、効率的に行うための区域設定。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 佐倉市の特性

(1) 位置・地勢

佐倉市は千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心部から約40kmの距離に位置しています。

また、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約20kmの距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが、印旛沼に注いでい

ます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは台地を刻む谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

東京の中心部へはJR、京成電鉄で約60分、また成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。また市の南部には東関東自動車道の佐倉インターチェンジがあり本市の産業活動を支えています。

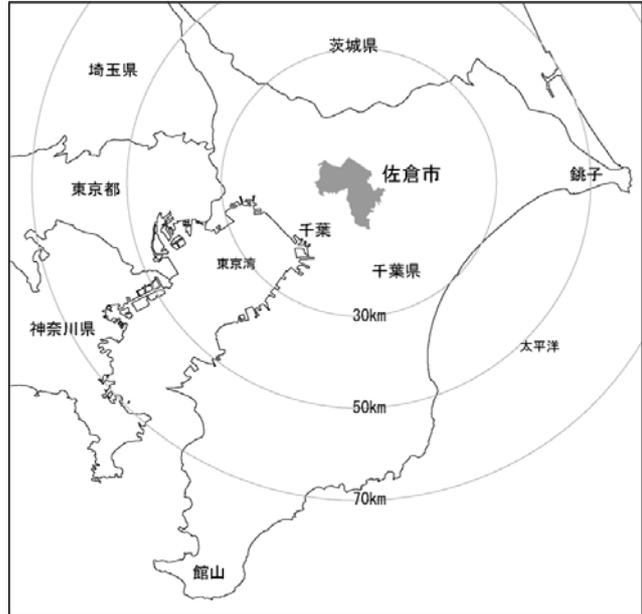
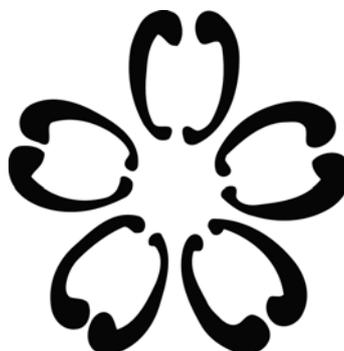


図 2-1 佐倉市の位置



市の花（花菖蒲）



市章



市の木（桜）

(2) 沿革

佐倉市は、昭和29年3月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村が合併して誕生し、後に旭村、四街道町(当時)の一部を編入して現在の姿となりました。

市域は旧町村界によって大きく7地区に分けられますが、いずれの地区も水と緑の自然環境との調和や伝統と文化が薫る歴史的な環境との調和を保ちながら、発展しています。城下町としての歴史を持つ佐倉地区はかつてから行政の中心地区として、南部に位置する根郷、和田、弥富地区は農村地帯であるとともに県内有数の内陸工業団地が展開する地区として、そして西部に位置する志津、臼井、千代田地区は宅地開発による人口増加に加えて商業等の成長もめざましい地区として、それぞれに豊かな個性を持って発展しています。

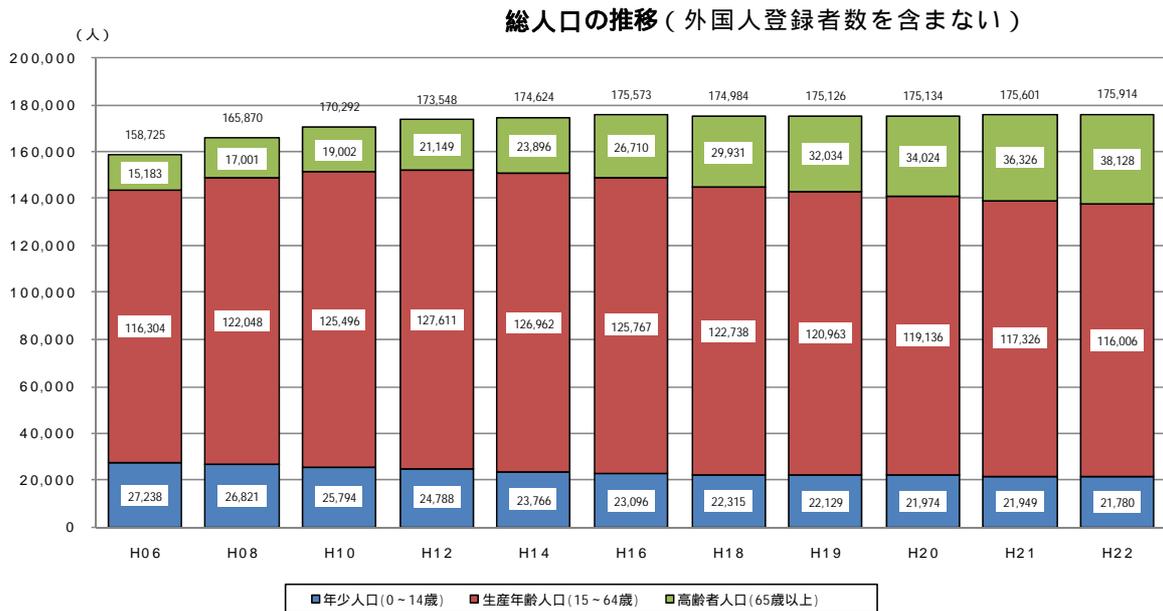


図 2-2 佐倉市の7地区

2. 人口動態

(1) 総人口の推移

佐倉市の平成22年3月末の住民基本台帳による総人口は17万5,914人です。市制が施行された昭和29年3月末の人口は3万5,196人ですから、56年間で約5倍に増加したことになります。昭和40年3月末から平成10年3月末にかけて毎年数千人規模で人口が増加し、4万528人から17万292人と33年間で約4倍に増加しました。平成10年3月末に人口が17万人を超えてからはほぼ横ばいとなっています。



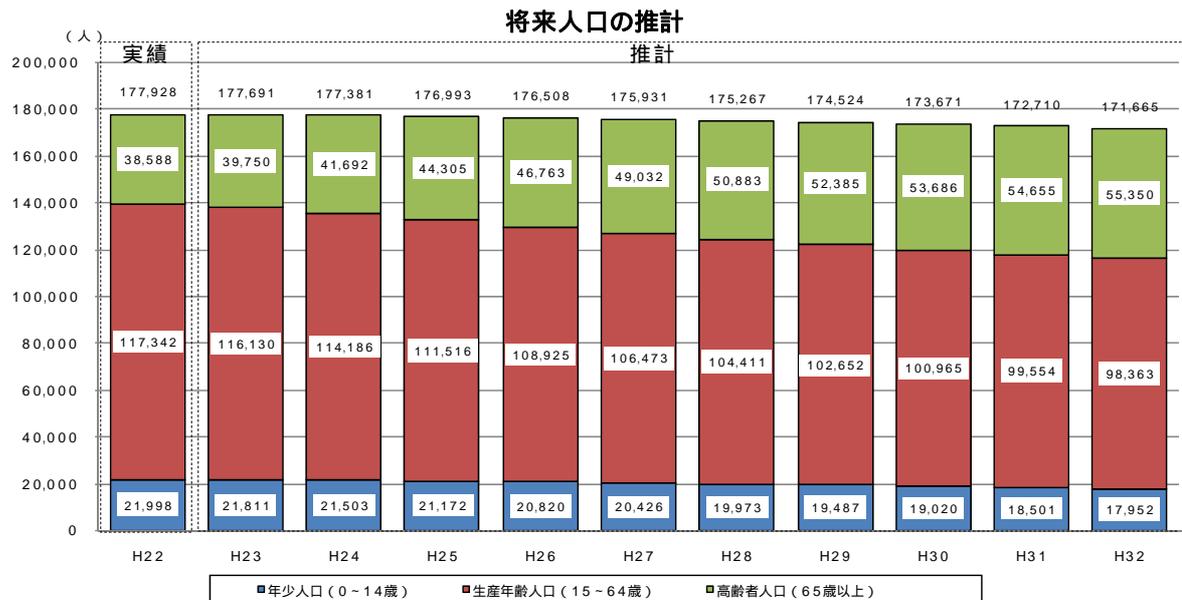
	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総人口(人)	158,725	165,870	170,292	173,548	174,624	175,573	174,984	175,126	175,134	175,601	175,914
65歳以上人口	15,183	17,001	19,002	21,149	23,896	26,710	29,931	32,034	34,024	36,326	38,128
15～64歳人口	116,304	122,048	125,496	127,611	126,962	125,767	122,738	120,963	119,136	117,326	116,006
0～14歳人口	27,238	26,821	25,794	24,788	23,766	23,096	22,315	22,129	21,974	21,949	21,780
構成比(%)											
65歳以上人口	9.6%	10.2%	11.2%	12.2%	13.7%	15.2%	17.1%	18.3%	19.4%	20.7%	21.7%
15～64歳人口	73.3%	73.6%	73.7%	73.5%	72.7%	71.6%	70.1%	69.1%	68.0%	66.8%	65.9%
0～14歳人口	17.2%	16.2%	15.1%	14.3%	13.6%	13.2%	12.8%	12.6%	12.5%	12.5%	12.4%
総世帯数	51,443	54,990	57,641	60,527	62,497	64,458	66,133	67,252	69,282	70,144	70,145
世帯当たり平均人員	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5

資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

(2) 将来人口の推計

佐倉市の総人口は、平成22年3月末現在、住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えると17万7,928人であり、推計によると本計画終了時(平成27年)には17万5,931人となります。また平成32年には、17万1,665人となり、約6,000人減少する見通しとなっています。



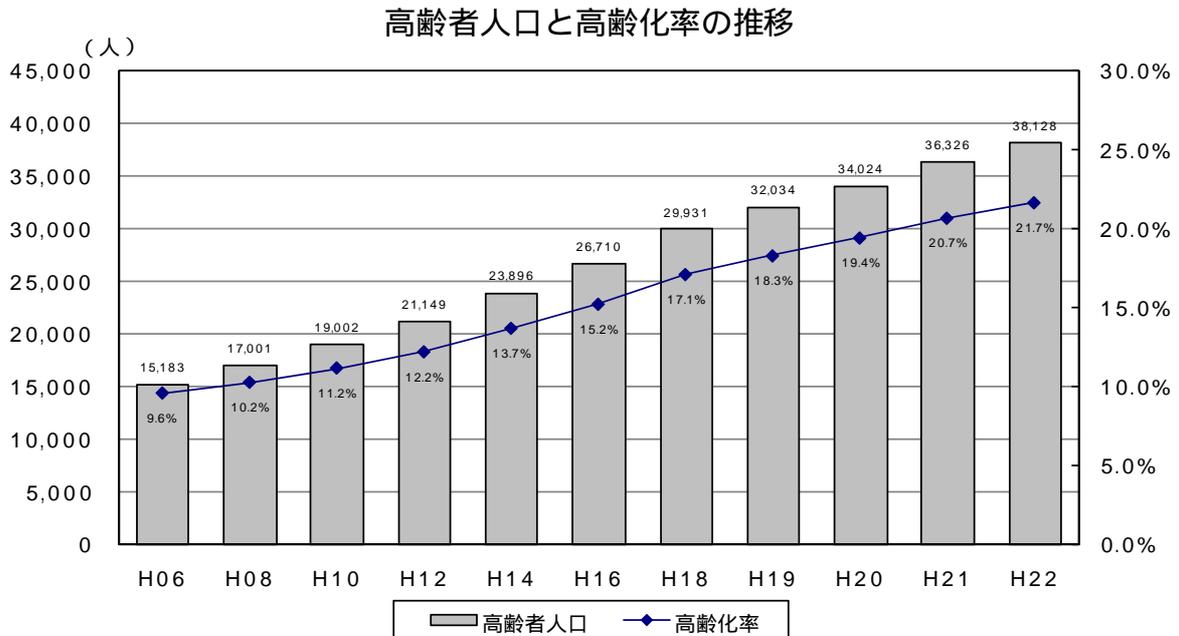
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
総人口(人)	177,928	177,691	177,381	176,993	176,508	175,931	175,267	174,524	173,671	172,710	171,665
65歳以上人口	38,588	39,750	41,692	44,305	46,763	49,032	50,883	52,385	53,686	54,655	55,350
15-64歳人口	117,342	116,130	114,186	111,516	108,925	106,473	104,411	102,652	100,965	99,554	98,363
0-14歳人口	21,998	21,811	21,503	21,172	20,820	20,426	19,973	19,487	19,020	18,501	17,952
構成比(%)											
65歳以上人口	21.7%	22.4%	23.5%	25.0%	26.5%	27.9%	29.0%	30.0%	30.9%	31.6%	32.2%
15-64歳人口	65.9%	65.4%	64.4%	63.0%	61.7%	60.5%	59.6%	58.8%	58.1%	57.6%	57.3%
0-14歳人口	12.4%	12.3%	12.1%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%	10.7%	10.5%
総世帯数	70,144	71,127	72,112	73,095	74,070	75,037	75,998	76,958	77,901	78,828	79,748
世帯当たり平均人員	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2

資料:「第4次佐倉市総合計画」における人口予測
外国人登録者数を含めた数字となっています。

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口と高齢化率²¹の推移

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、平成22年3月末には38,128人になっています。平成6年と比較すると約2.5倍になっています。また、総人口に占める割合も9.6%から21.7%へと上昇し高齢化の進展が顕著となっています。



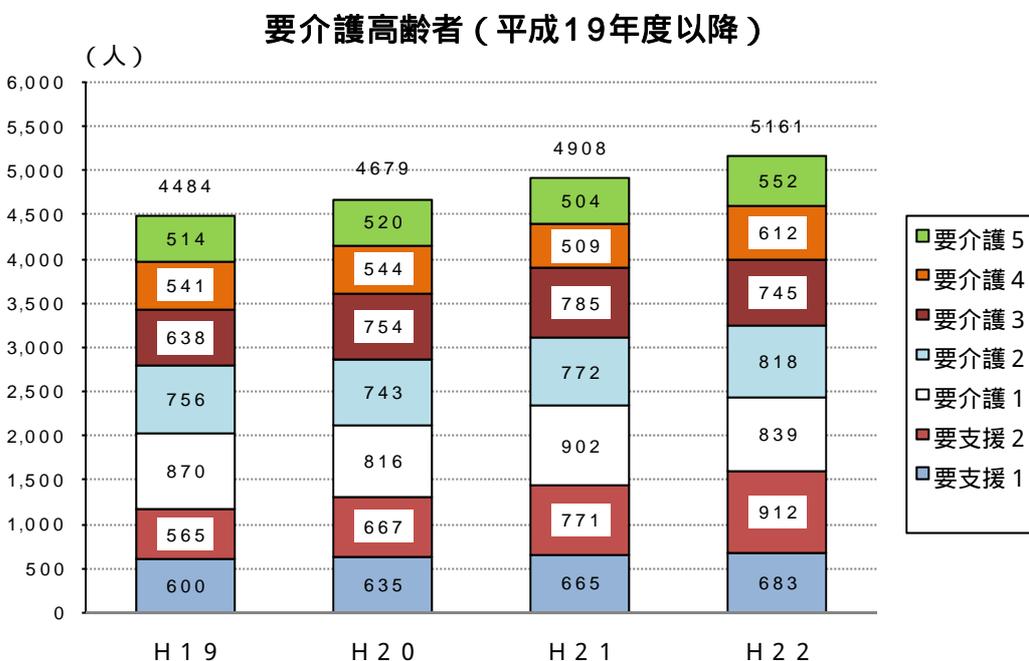
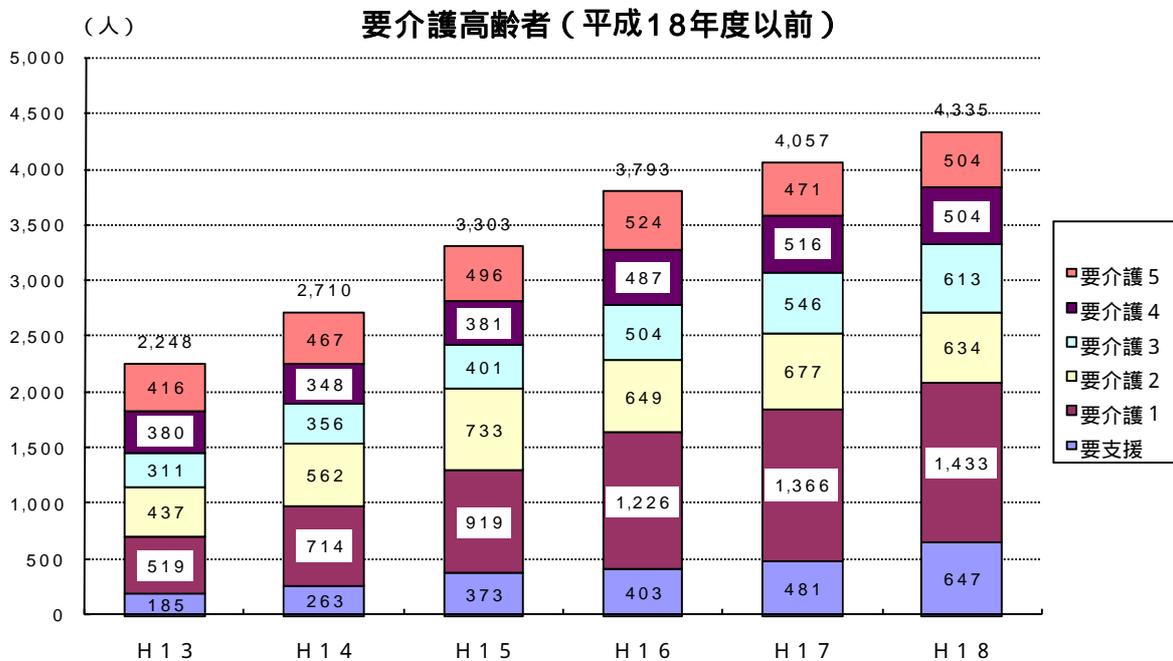
資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）



²¹ 総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のことで、高齢化の程度をはかる指標として使用されている。

(2) 要介護高齢者について

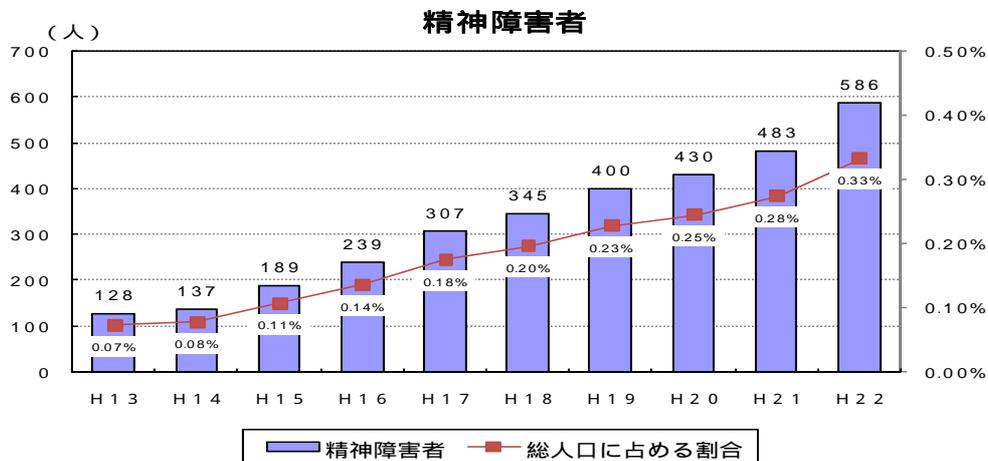
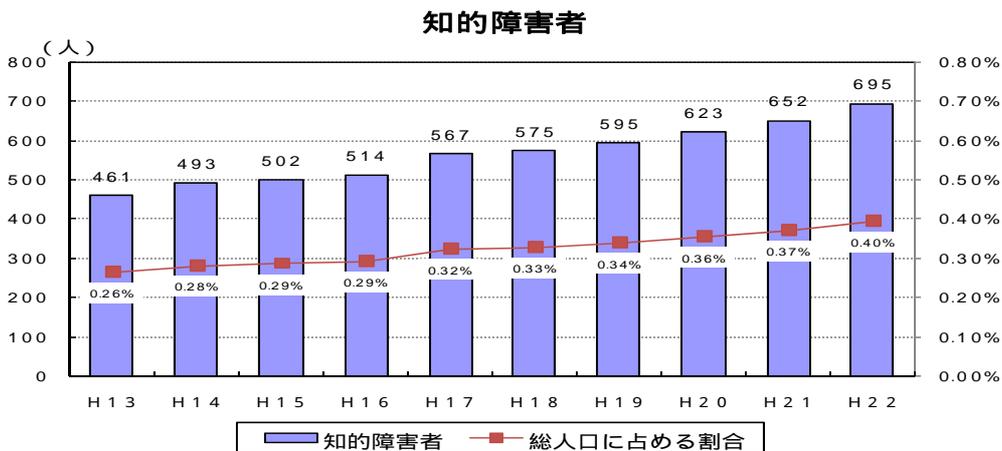
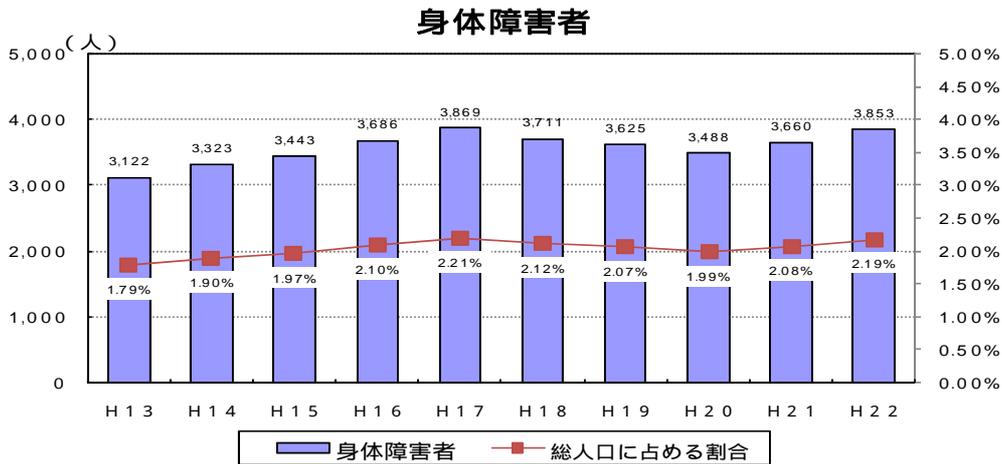
介護保険サービスを利用するために、認定申請した高齢者のうち介護や支援を要すると認定された要支援・要介護者は、平成22年3月末現在で5,161人です。平成13年3月末から9年間で約2.3倍と増加しています。



資料：要介護認定者数（各年3月末現在。なお、H19以降は要支援の分類の定義が変更されたことから別グラフとしています。）

4. 障害者の状況

身体障害者数は、大きな増減はありません。知的障害者、精神障害者はいずれも増加傾向にあります。知的障害者の総人口に対する割合は、平成13年の0.26%から平成22年の0.4%へ増加し、精神障害者は、0.07%から0.33%へと増加しています。

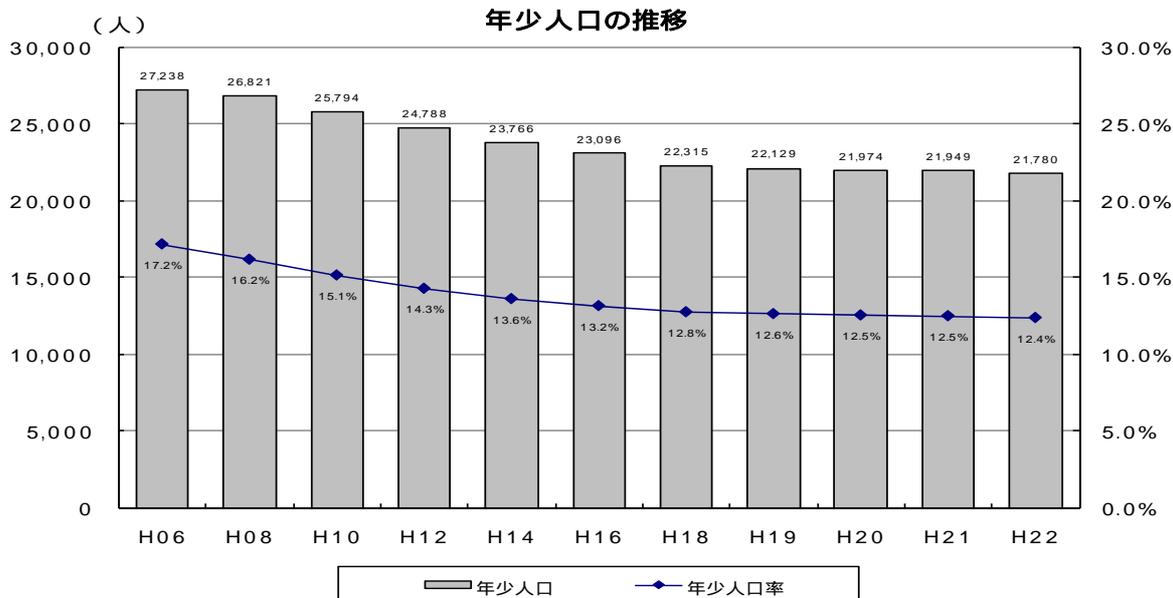


資料：障害者手帳の発行件数（各年3月末現在）

5. 子ども・子育て家庭の状況

(1) 年少人口率²²の推移

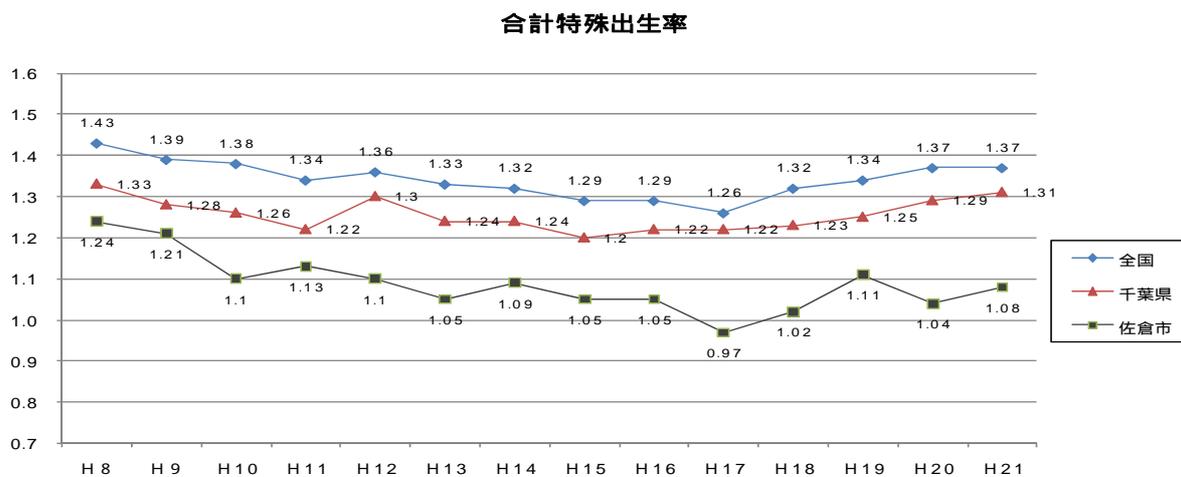
15歳未満の年少人口は、平成22年3月末現在 21,780 人であり、平成6年3月末と比較すると 5,458 人の減少となっています。また、総人口に占める割合についても 17.2%から 12.4%へ低下しています。



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率²³は、平成21年では 1.08 と全国、千葉県よりも低く推移しています。



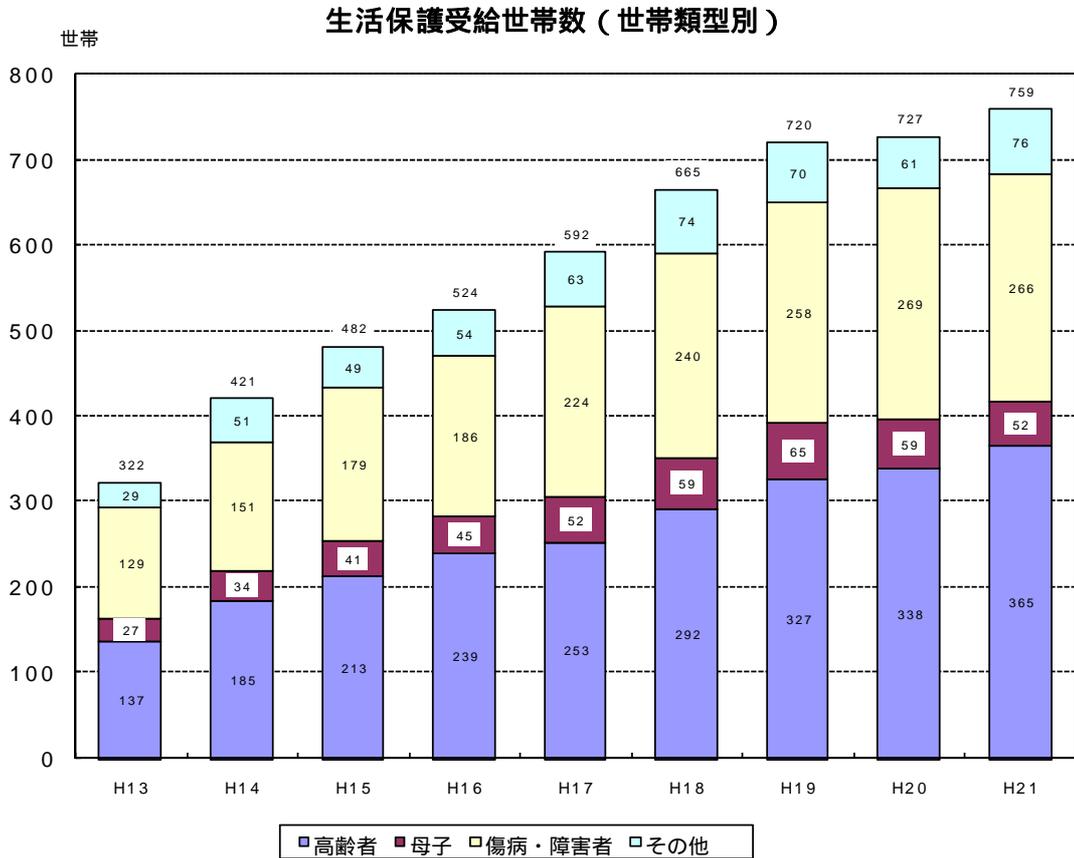
資料：人口動態統計(各年12月末現在)

²² 総人口に占める年少者(0歳～14歳)人口の割合。

²³ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。

6. 生活困窮者の状況

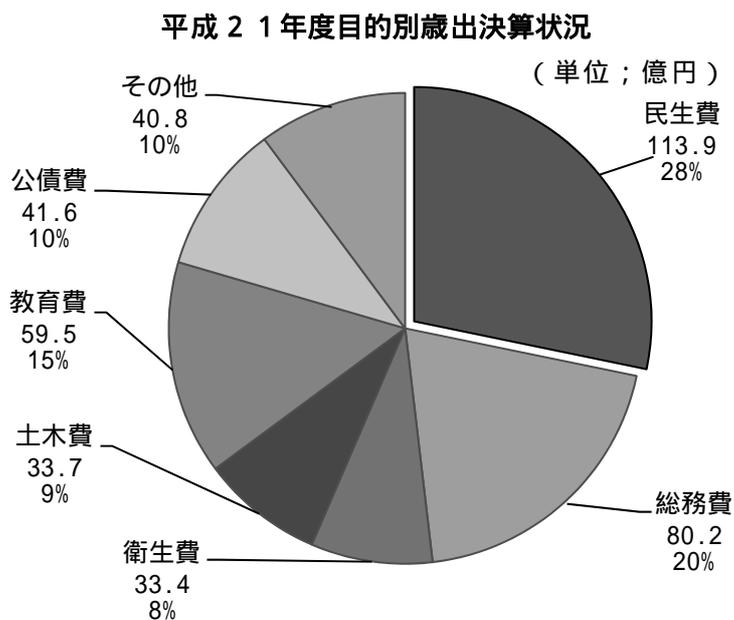
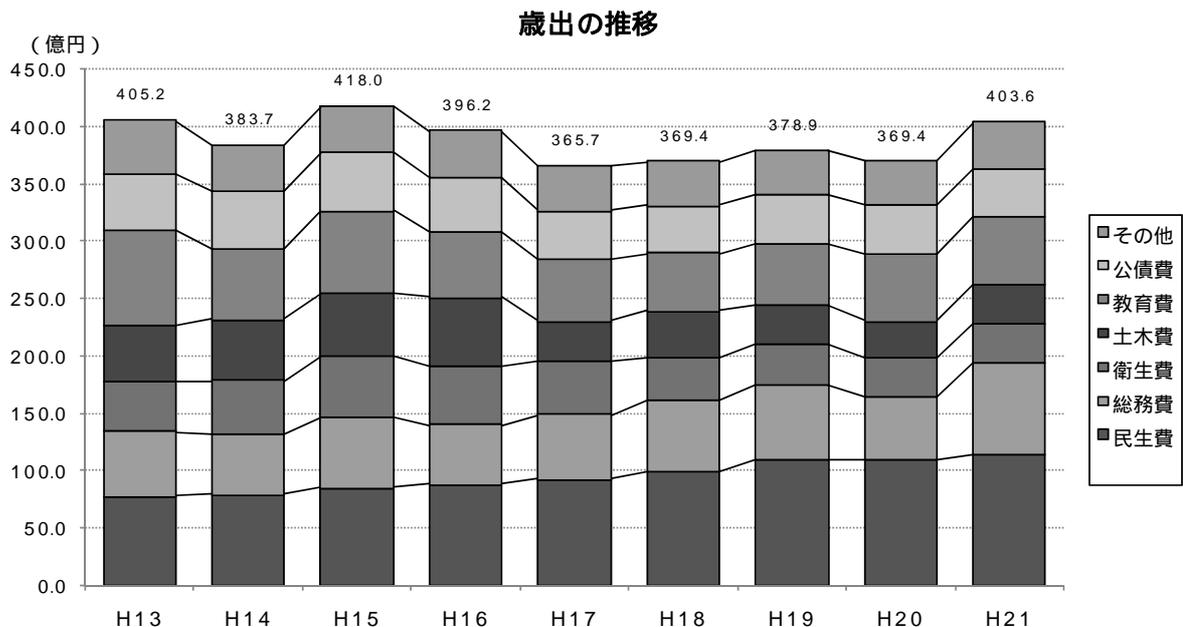
生活保護受給世帯は、年々増加傾向にあります。生活保護受給世帯全体に占める割合で最も多い世帯類型は「高齢者世帯」で、次いで「傷病・障害者世帯」が多くなっています。



資料：生活保護受給世帯数（各年度平均世帯数）

7. 佐倉市の財政状況

財政状況として歳出をみると、平成17年度以降は横這い傾向にありましたが、平成21年度では、403.6億円程度の規模となっています。福祉関係に係る民生費は年々増加しており、平成21年度では113.9億円と最も多く、全体の約3割を占めています。



資料：目的別歳出の推移（各年度決算より）

8. 社会資源（施設、事業所）の状況

社会資源とは、人々の生活の諸要求や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称です。

ここでは、地域福祉に関連する社会資源として、市内の社会福祉施設、事業所、幼稚園、小・中学校、保健医療施設、自治会・町内会等、集会所及び佐倉市が所有する公共施設を掲載します。（平成22年3月31日現在）

なお、社会資源（施設、事業所）には複合施設の中にあるものもありますが、施設等名称、機能が違っている場合は、別施設として数えています。

【高齢者関連】

施設等名称	施設数
1. 地域包括支援センター	5
2. 老人福祉センター	1
3. 老人憩の家	3
4. シルバー人材センター	1
5. 高齢者福祉作業所	1
6. 居宅介護支援事業所	43
7. 訪問介護事業所	33
8. 訪問入浴介護事業所	3
9. 訪問看護事業所	5
10. 訪問リハビリテーション事業所	2
11. 福祉用具貸与事業所	15
12. 福祉用具販売事業所	14
13. 通所介護事業所（デイサービス）	31
14. 通所リハビリテーション事業所（デイケア）	4
15. 短期入所生活介護事業所（ショートステイ：福祉）	10
16. 短期入所療養介護事業所（ショートステイ：医療）	4
17. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	5
18. 介護老人保健施設（老人保健施設）	4
19. 介護療養型医療施設	1
20. 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	6
21. 認知症対応型通所介護事業所	3
22. 介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）	1
23. 住宅型有料老人ホーム	2
24. ケアハウス（軽費老人ホーム）	2

25. 小規模な介護付有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）	2
26. 指定介護予防支援事業所	5
27. 夜間対応型訪問介護事業所	1
28. 小規模多機能型居宅介護事業所	1

【障害者関連】

施設等名称	施設数
1. 生活介護事業所	4
2. 障害者支援施設	3
3. 自立訓練事業所（生活訓練）	1
4. グループホーム・ケアホーム	5
5. 児童デイサービス事業所	3
6. 知的障害者入所更生施設（旧法）	1
7. 就労継続支援事業所（B型）	3

【子育て関連】

施設等名称	施設数
1. 保育園	16
2. 地域子育て支援センター	13
3. 学童保育所	28
4. 児童センター・老幼の館	5
5. 幼稚園	13
6. 小学校	23
7. 中学校	11

【その他福祉関連】

施設等名称	施設数
1. 社会福祉センター	1
2. 地域福祉センター	2
3. 中核地域生活支援センター	1

【保健・医療関連】

施設等名称	施設数
1. 保健所	1
2. 保健センター	3
3. 休日夜間急病診療所	1
4. 小児初期急病診療所	1
5. 病院	6
6. 診療所	105

7. 歯科医院	86
8. 助産所	5
9. 薬局	70

【その他地域福祉に関連のある施設】

施設等名称	施設数
1. 公民館	6
2. 図書館	4
3. ヤングプラザ	1
4. コミュニティセンター	4
5. 消費生活センター	1
6. 市民公益活動サポートセンター	1
7. 男女平等参画推進センター	1
8. 自治会・町内会等集会所	167

【その他市の公共施設】

施設等名称	施設数
1. 出張所、派出所	6
2. 市民サービスセンター	2
3. 臼井情報コーナー	1
4. 佐倉草ぶえの丘	1
5. 青少年センター	1
6. 市民体育館	1
7. 青少年体育館	1
8. 岩名運動公園陸上競技場	1
9. 上座総合公園	1
10. 市民音楽ホール	1
11. 美術館	1
12. 佐倉順天堂記念館	1
13. 武家屋敷	3
14. 旧堀田邸	1
15. 教育センター	1
16. 佐倉新町おはやし館	1

9. 地域福祉の担い手の状況

(1) 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設等、地域福祉を推進する住民及び団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉のネットワークづくりのため、市内14地区に地区社会福祉協議会が立ち上げられ、それぞれの地区の特性に応じて**福祉委員**²⁴が中心となって住民と共に地域福祉活動を推進しています。

地区社会福祉協議会の状況

資料：社会福祉協議会 平成22年9月15日現在

佐倉西部地区社会福祉協議会	福祉委員	68名	志津地区社会福祉協議会	福祉委員	111名
佐倉東部地区社会福祉協議会	福祉委員	91名	1-刈が丘地区社会福祉協議会	福祉委員	164名
内郷地区社会福祉協議会	福祉委員	52名	西志津地区社会福祉協議会	福祉委員	77名
臼井地区社会福祉協議会	福祉委員	75名	根郷地区社会福祉協議会	福祉委員	93名
臼井東地区社会福祉協議会	福祉委員	53名	和田地区社会福祉協議会	福祉委員	50名
王子台地区社会福祉協議会	福祉委員	72名	弥富地区社会福祉協議会	福祉委員	47名
志津南地区社会福祉協議会	福祉委員	104名	千代田地区社会福祉協議会	福祉委員	77名
					合計 福祉委員 1134名



図 2-3 地区社会福祉協議会の区域

²⁴ 支援を必要としている高齢者や障害者などを地域住民と協力しながら問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、民生委員法、児童福祉法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされています。佐倉市には平成22年12月現在182人の民生委員・児童委員と16人の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の推進役として活動しています。

(3) 自治会・町内会等

佐倉市内には自治会・町内会等、地域によって名称は違いますが、多数の自治組織があります。これらの自治会・町内会等は、同じ地域に住む人々で親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、より豊かな地域づくりを進めていくために自主的に組織された自治組織です。

住民参加のまちづくりという点から、地域福祉の推進に重要な役割が期待されます。

(4) ボランティア

少子高齢化や核家族化が進み、家庭における扶助機能や地域コミュニティ²⁵の相互扶助機能が低下する中で、ボランティア活動は、高齢者や障害者、青少年を含む全ての人々が共に支え合い助け合うまちづくりを推進する核となるものであり、多くの人々がボランティア活動に参加されることが期待されます。

(5) その他

その他の地域福祉の担い手としては、NPO、社会福祉法人、高齢者クラブ、保護司会²⁶、更生保護女性会²⁷、日赤奉仕団、PTA、商店会などさまざまな団体・個人があげられます。

10. 計画策定における福祉課題

(1) 生活課題の収集

計画の策定にあたっては、地域住民の生活課題を収集し、それをもとに計画を作っていく方法で行いました。

生活課題の収集にあたっては、地域福祉計画推進委員会と地域福祉活動計画策定委員会が合同作業部会を設置して行いました。

生活課題の収集は、次の3つの方法で行いました。

住民座談会

佐倉市内14の地区社会福祉協議会の協力を得て、市内13会場で住民座談会を開催して、延べ533名の参加をいただき生活課題の収集を行いました。

²⁵ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを「地域コミュニティ」と言い、この地域コミュニティが住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となる。

²⁶ 保護司は、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する非常勤の国家公務員です。それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

²⁷ 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

出前調査

福祉施設や要支援者の団体計16団体を訪問して、ヒアリングによる生活課題の収集を行いました。

アンケート調査

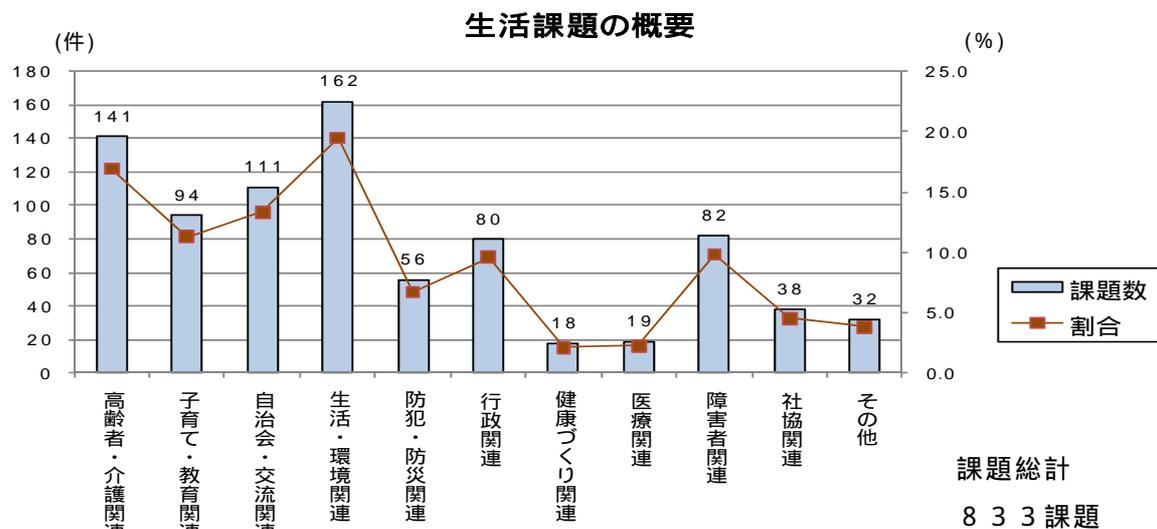
- ・無作為に抽出した20歳以上の市民の方900名にアンケートを発送して、372名(回答率41.3%)の方から回答をいただきました。(市民満足度調査)
- ・福祉関係の各個別計画のアンケートの自由意見から生活課題の収集を行いました。

(2) 収集された生活課題

上記の方法により収集した生活課題は、合計993件ありましたが全く同じものや表現が違っていても同じ内容のものもあります。それを合同作業部会では、高齢者・介護関連、子育て・教育関連、自治会・交流関連、生活・環境関連、防犯・防災関連、行政関連、健康づくり関連、医療関連、障害者関連、社協関連、その他の11の区分に分類整理して833課題に取りまとめました。

これらの課題を福祉の視点から次の表のように切り分けて「公的」と「協働」を行政計画である地域福祉計画で扱う課題、「協働」と「民間」を民間計画である地域福祉活動計画で扱う課題にしました。

区分	説明	課題数
「公的」	市が解決すべき課題	450
「協働」	市と民間が協働して解決すべき課題	151
「民間」	民間が解決すべき課題	275
「その他」	福祉の課題として取り上げられそうもない課題	117



(3) 地域福祉課題の整理

地域福祉計画推進委員会は、「安心安全部会」「協働部会」「支え合い部会」「情報部会」の4つの専門部会に分かれて、生活課題を福祉の視点で再分類して地域福祉課題に転換しました。その項目ごとに「キーワード」「収集した課題の概要」「現在の取り組みの状況」「これからの取り組みの方向」を、前計画の中間評価の結果を踏まえ、課題分析ワークシートにまとめました。

課題分析ワークシート	
キーワード	
収集した課題の概要	
現在の取り組みの状況	
これからの取り組みの方向	

図 2-4 課題分析ワークシート

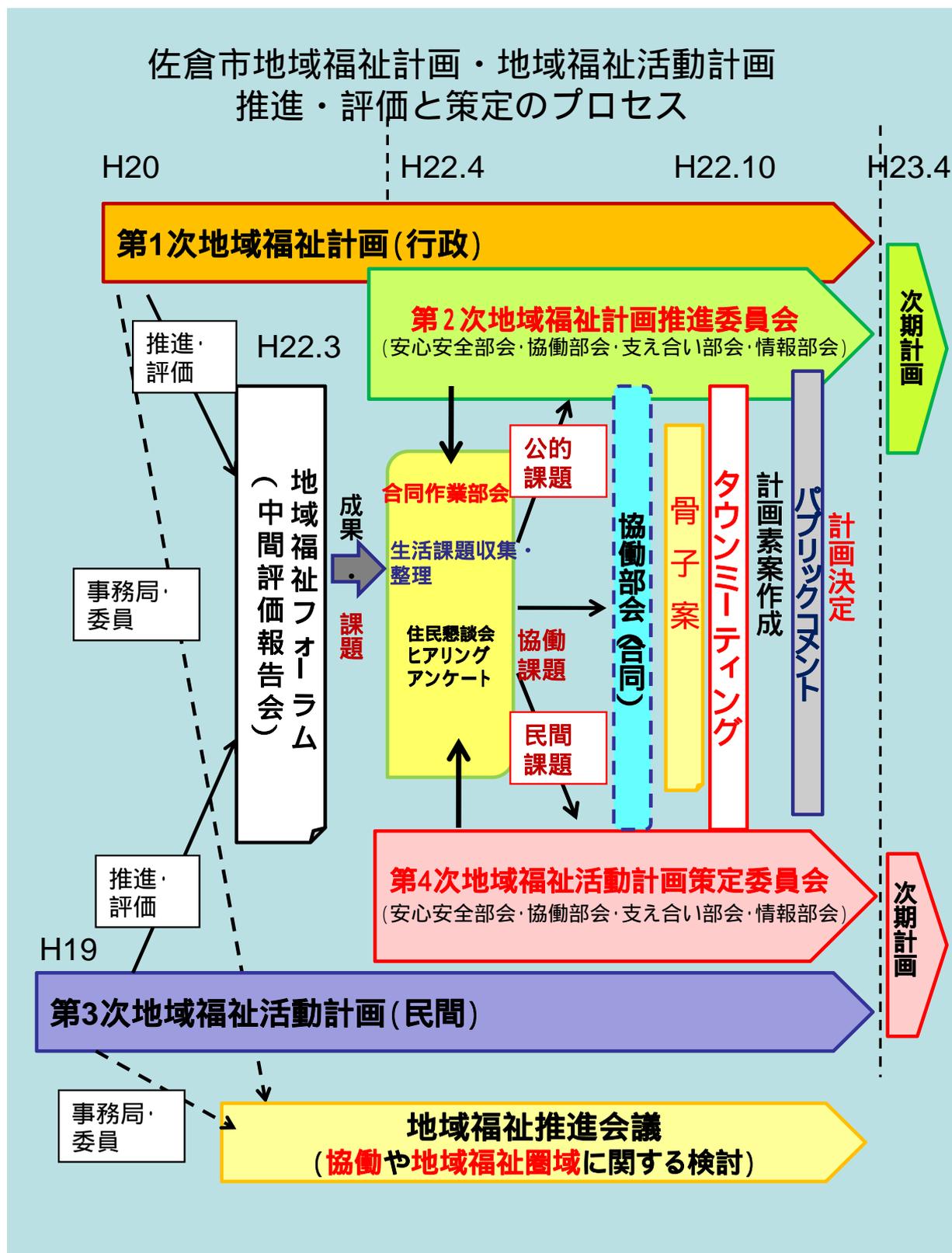


図 2-5 計画策定の流れ

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

1. 地域福祉計画で目指す将来像

我が国では、少子高齢化が、世界に例のないスピードで進み、また人口減少が予想以上に早く始まり、今後もこの状況は続くと言われています。このことは佐倉市でも例外ではありません。

私たちは、一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるまちをつくり、物質的な豊かさのみならず、精神的豊かさをも実感でき、快適に住み続けたいと思う佐倉市として、次世代に引き継ぎ、人口減少、少子高齢化社会に備えなければなりません。

そこで、佐倉市の他の健康福祉分野の計画とあいまって、安心できる少子高齢化時代の福祉の充実を図るため、佐倉市地域福祉計画で目指す将来像を第1次計画から引き続き、次のとおりとしました。

一人ひとりが

自分らしく 安心して

暮らせる 地域社会

この将来像は、地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心のある生活がおくれるように、地域社会全体で支え合うことを表すものです。

2. 将来像を実現するための基本目標

第2章では、住民が抱える生活全般にわたる課題を整理し、福祉の視点からそれぞれの課題に対するこれからの取り組みの方向を検討分類しました。第2次計画として、目指す将来像「一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる地域社会」を実現するための基本目標を、第1次計画と同様に次の4つに設定しました。

基本目標1 安全・安心なまちづくり

地域のすべての人が、健康で安心して暮らせるために、**保健事業**²⁸の充実や、健康づくりの活動の促進を図ります。

また、高齢者、障害者、子育て家庭等の相談体制の強化や、各施設の整備を促進します。

さらに、日常生活を取り巻く環境を誰もが安全・安心・快適に暮らせるように、**ユニバーサルデザイン**²⁹を推進し、住み良いまちづくりを目指します。

取り組みの方向

1. 健康増進と保健医療の充実
2. 安全で暮らしやすいまちづくり
3. 地域における生活支援体制の充実

基本目標2 交流と支え合いの地域づくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしく生き生きと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくれます。

また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

取り組みの方向

1. 地域福祉ネットワークづくり
2. 地域での交流と生きがいづくり
3. 福祉意識を高める

²⁸ 健康増進法に位置付けられる健康増進事業(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(6)健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導(7)健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導、予防接種法に基づく予防接種、母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導などのことをいう。

²⁹ ユニバーサル=普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

基本目標 3 協働のしくみづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、市民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。市は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、市民と協働して取り組みを進めます。

また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを市民との対話を図りつつ進めます。

取り組みの方向

1．保健福祉相談体制の整備
2．地域福祉推進活動の担い手の育成
3．地域福祉推進の体制づくり
4．地域福祉推進の資源・財源の確保

基本目標 4 分かりやすい情報のしくみづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを、誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できるとともに、安心して自らの情報を発信できることが必要です。

このような情報を共有するしくみづくりに取り組みます。

取り組みの方向

1．分かりやすい情報と利用しやすい窓口の充実
2．安全を守る情報のしくみづくり
3．権利擁護（成年後見制度）の利用促進

3 . 地域福祉推進圏域

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動などで解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらに複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な事項があります。

地域福祉計画では、このような地域の福祉課題やニーズに対して、行政が行う公的福祉サービスの提供を計画化するだけでなく、地域住民等の福祉の担い手が行う取り組みは何であるのかを自らが明らかにするしくみづくりが必要です。

このような取り組みを効率的、効果的に展開していくために、第1次地域福祉計画では、市全域を一単位としてとらえるのではなく、小域福祉圏、中域福祉圏および基本福祉圏の三層構造の地域福祉推進圏域を設定しました。

【地域福祉計画推進における圏域の検討の経緯】

佐倉市は、中域福祉圏として、平成21年に佐倉市高齢者福祉・介護計画に定める日常生活圏域³⁰に地域包括支援センターを、市内5か所に設置しました。

また、佐倉市地域福祉計画・佐倉市地域福祉活動計画で定める、協働課題を検討する委員会である「地域福祉推進会議」においても、圏域のあり方について検討を重ねてきました。

地域福祉推進会議では、次の作業を行いました。

「佐倉市内にはどのような地域福祉活動圏域があるのか」についての現状調査。

「圏域を設定しなければ地域福祉課題は解決できないのか」を検討するために、事例（「高齢者の見守り、高齢者情報の共有について」「障害者の地域生活支援について」「児童虐待、子育て支援のネットワークについて」）をもとに各圏域および社会資源の役割・機能の検討。

【地域福祉圏域検討の課題】

地域福祉圏域に関して以下のような課題が明らかとなりました。

佐倉市は各福祉分野とも社会資源が比較的そろっているが、市内各地に偏在している。（地域住民の利便性の課題）

小域福祉圏内の各活動団体が、活動範囲、活動の担い手、活動内容などで重複している。

小域福祉圏内の各活動団体同士の連携が不十分。

小域福祉圏を支援する上位圏域である、中域福祉圏の役割・機能が明確ではない。

小域福祉圏から中域福祉圏、基本福祉圏への連続性や関係性が不明確である。

（3層構造の意義）

³⁰ 平成18年4月の改正介護保険法の施行により、市町村が策定する介護保険事業計画に定めることとなった区域（生活圏域）のこと。

以上のような課題をふまえて、第2次地域福祉計画では、次のようにそれぞれの地域福祉推進圏域の位置づけや範囲および想定される機能を定めました。

小域福祉圏

市内に14ある地区社会福祉協議会の範囲を基本として、民生委員・児童委員協議会（市内に8地区）、小学校（市内に23校区）、地域まちづくり協議会³¹、自治会・町内会等が連携し、地域において発生する課題の発見から支援までを行えるネットワークの構築を検討します。

【機能】

- ・ 近隣で発生するニーズや潜在化しやすいニーズなどを発見します。
- ・ 行政や地域からのお知らせ・情報の伝達（回覧板など）と、地域の情報やニーズの収集、そして関係機関等への連絡や情報の共有が地域でできるしくみをつくります。
- ・ 地区社会福祉協議会を中心に、小域に「なんでも相談窓口」を設置し、研修を受けた「（仮称）地域福祉サポーター」を配置し、住民に身近な地域での相談・支援機能のあり方を検討します。
- ・ 地区社会福祉協議会を中心に、身近な地域に福祉活動の拠点や、高齢者・障害者・親子などが集える居場所をつくり、住民参加の促進や住民同士の交流を図ります。
- ・ 地区社会福祉協議会が中心となり、小域福祉圏内の活動団体や住民のネットワークづくりを進めます。

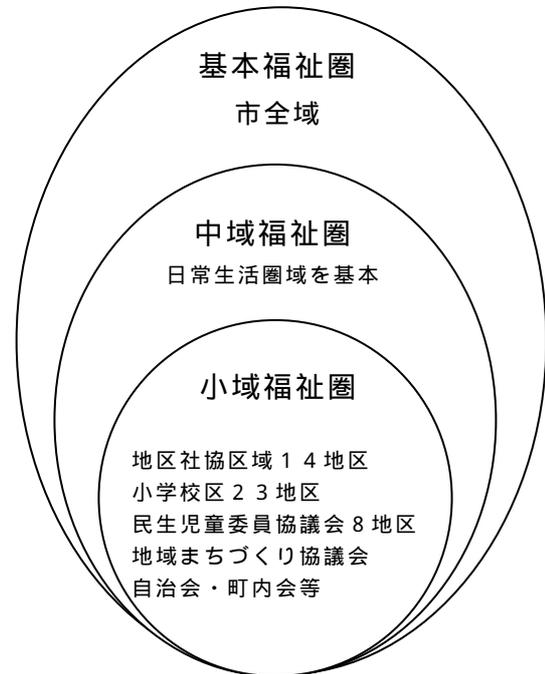


図 3-1 三層構造の地域福祉推進圏域

中域福祉圏

佐倉市高齢者福祉・介護計画に定める5つの日常生活圏域に専門職を配置した「総合相談窓口」の設置を検討し、住民の幅広い相談に対応するとともに、小域福祉圏同士のネットワークづくりを支援します。

³¹ 各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会等を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図ろうとする組織。

【機能】

- ・ 小域福祉圏の「なんでも相談窓口」では対応が困難なケースの受け入れや、地域住民からの様々な福祉相談にこたえる、対象者の横断的な「総合相談窓口」の設置を検討します。
- ・ 中域福祉圏での活動を担う専門職として「(仮称)地域福祉コーディネーター」の配置を検討します。



図 3-2 佐倉市高齢者福祉・介護計画の日常生活圏域

基本福祉圏

佐倉市全域を範囲とします。

地域福祉計画の進行管理を通して課題対応や新しい課題の検討を行うなど、総合的な地域福祉の推進を行います。

【機能】

- ・ 小域福祉圏や中域福祉圏で進められている取り組みを支援します。
- ・ 5つの中域福祉圏の連絡調整や情報共有、対応が困難なケースの協議を行う「(仮称)ネットワーク会議」の開催を研究します。

地域福祉圏域について、市と社会福祉協議会が協働で検討を進めていきますが、市は主に中域福祉圏域を中心に整備を進め、社会福祉協議会は小域福祉圏域について主に整備を進めていきます。

また、市は「(仮称)地域福祉コーディネーター」の養成・配置について検討し、社会福祉協議会の「(仮称)地域福祉サポーター」の養成・配置を支援していきます。

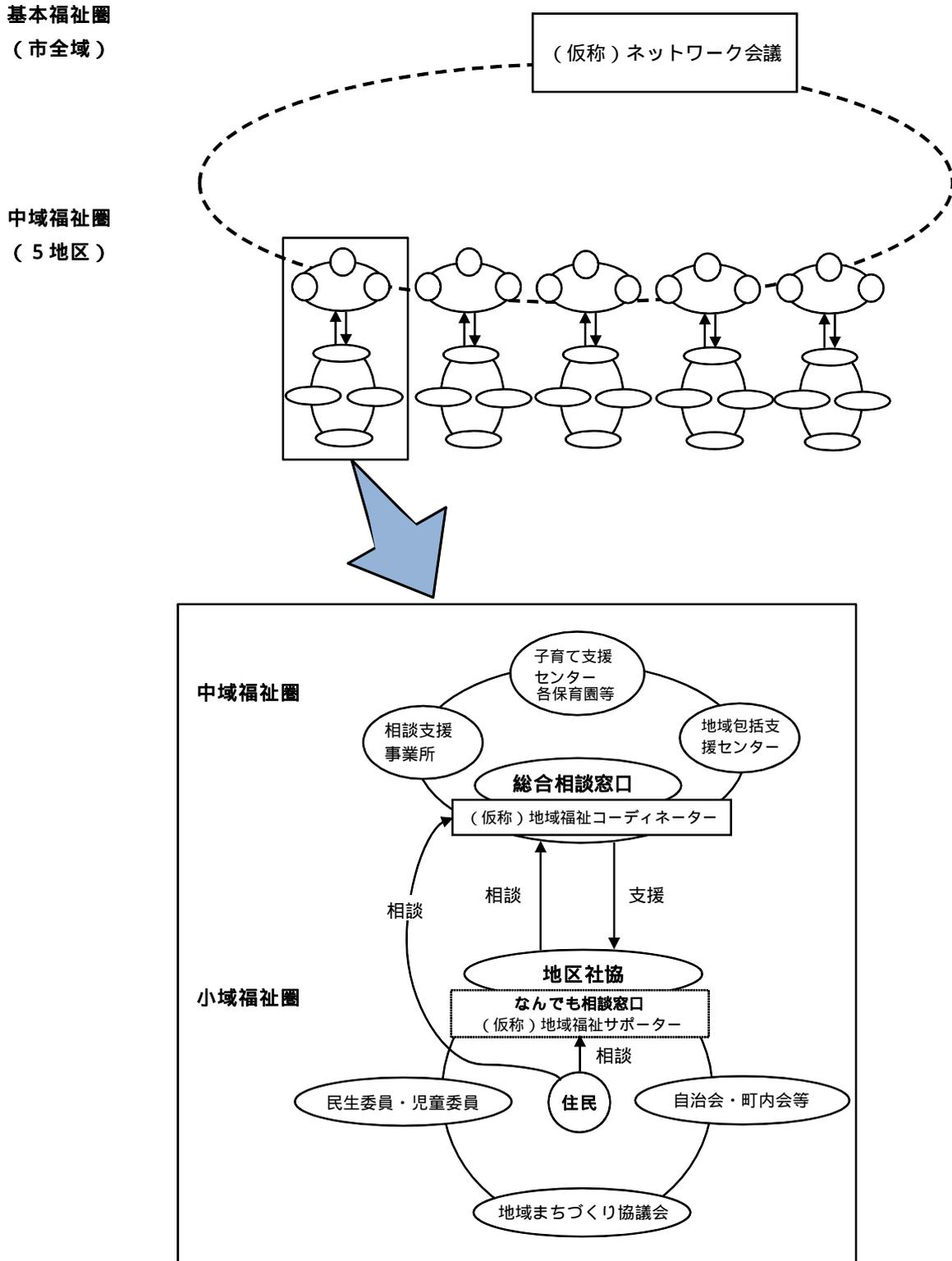


図 3-3 圏域間の連携図

4. 施策体系図

